

尼崎市こども青少年局 御中

法人保育園及び認定こども園における障害のある子どもの受け入れに関する提言書

尼崎市子どものための権利擁護委員会

目 次

1	提言の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	提言の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	相談事例からみえること（子どもの権利の視点）・・・・・・・・	2
4	調査方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	尼崎市の法人保育園等における障害のある子どもの受け入れの現状・・	5
6	国の施策と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
7	課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 提言の趣旨

- ・市は、本件で市民が経験したことを二度と繰り返さないよう、手立てを講じなければならない。
具体的には、「入園した児童に発達の違いが明らかとなった際に減級対応するなど、発達に遅れのない児童との間に差異を生む運営を行わないこと」など、障害のある子どもの受け入れに関する記載を明記した要項を策定するといった、再発防止の手立てが市には求められる。
- ・障害のある子どもの受け入れに関して、制度が整っていないことによる、各保育所・園における保育の不均衡が生じていることを認識したうえで、市は手立てを講じる必要がある。
- ・障害のある子どもの受け入れについて、国や市に対しては、保育に必要な体制を整えるための環境整備のための支援策の改善、例えば補助金の見直しや施設の改修等の検討が求められる。
- ・市が主導する研修の実施や、専門家による巡回訪問などが定期的に行われたり、関係機関との連携を市としてシステム化するなど積極的に働きかけることにより、障害のある子どもに対する対応や支援が、園にとってわかりやすいものになり、保護者の思いに寄り添った対応につながると考える。
- ・国や市として、障害のある子どもに対する保育・支援に向き合っていく姿勢を示すことが、障害のあるなしにかかわらずすべての子どもたちが、一人ひとりの個性を尊重しあい、すべての子どもの個性が尊重され、必要な支援を受けることができる社会を形成していくことにつながるという視点を明確に示していく必要がある。
- ・現行の保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、すべての子ども

たちの発達の特長や課題に丁寧に向き合い、子どもが自分らしく育つ権利を保障する保育が行われ、適切な子育て支援につながることが求められる。

2 提言の理由

本提言に至った理由を以下に述べる。

尼崎市では「子どもの笑顔が輝くまち」を目指し、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を定め、同条例のもと、子どもの権利擁護を目的とし、関係機関及び関係者との調整や行政機関等の制度改善に向けた提言等を行う機関として、令和3年4月1日に「尼崎市子どものための権利擁護委員会」（以下、「当委員会」という）が設置され、同年7月1日から活動を開始している。

当委員会の主な機能は以下のとおりである。

- ①子どもの権利を擁護するため、子どもの意見表明を支援するほか、子どもの権利に関する救済の申立及び相談を受けた時には、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行うこと
- ②子どもの権利を保障する観点から、子どもを取り巻く制度等について調査を行うとともに、制度の改善等が必要な場合には、関係機関等に対して提言を行うこと
- ③児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を行うとともに、子どもがまちづくりに参画できる環境づくりのための啓発を行うこと

当委員会は、令和6年1月、市内の法人保育園に通う子どもの保護者から、「障害や発達の遅れを理由に実年齢よりも低い年齢のクラスで保育を受けるよう求められた」との相談を受けた。

そして、この相談をきっかけに、障害のある子どもに対する保育の実態を把握し、現状と課題を整理する必要があるのではないかと考え、以下の活動を行った。

令和6年6月に、尼崎市内の法人保育園及び認定こども園に対して、保育現場の環境改善や障害児保育事業の拡充を図る等、制度の改善について提言する目的で、各園における保育の実態を把握するためのアンケートを実施した。さらに、聴き取りへの協力を可と回答された16園を対象に、直接訪問をし、ヒアリングを行った。そこでは、保育士不足が障害のある子どもの保育園受け入れを断る原因になっている実態が浮き彫りになった。しかし、同様の状況にあると思われる6園では、むしろ積極的に障害のある子どもを受け入れようとしていることがうかがえ、保育方針や子ども観等について、更なるヒアリングを依頼し、これらを踏まえ、本提言内容を検討・発出するに至った。

3 相談事例からみえること（子どもの権利の視点）

（1）相談事例の概要（保護者の訴え）

- ・実年齢が2歳であるのに、2024年度より、園の意向により0歳児クラスでの保育が行われている。
- ・園での歩行器の使用を希望する保護者の申し出を、「他の子どもが活動に集中できない」ことを理由に断られた。
- ・支給認定は「標準時間」であるが、保護者による実際のお迎えは「短時間」での対応を求められている。
- ・運動会だけ0歳児か2歳児かの選択を求められた。保護者としては、運動会だけ2歳児で参加しても、「子どもも保護者も居場所がない。」という思いがある。しかも、園からは、「そのような配慮は今年まで。来年転園できなくても、以降はそのような対応は無理」であるとの説明があり、保護者は

二重三重に心の傷を深めた。

- ・障害があることは我が子のせいでも自身のせいでもないはずなのに「お手間をかけている」「税金を使っている」という思いになってしまう。誰のせいでもないのに「お手間をかけられている」と保育園から捉えられることが辛かった。

- ・市の窓口で、現状の困り感を伝えたとき「公立の場合は別だが、法人保育園はそれぞれの園の方針があるから、市からあれこれ言うのは難しい」といった対応を受けて、あしらわれたような印象をもった。我が子も自身も傷ついていて、そこに至るまでの背景を理解してほしいのに、何か不満を全て話させて帰らせる方針のように感じた。「それは人権侵害ですね」と言われたい思いであったが、窓口の対応で、弱者は泣き寝入りしなくてはいけないという気持ちになった。

- ・保護者の想いは、「自分の子どもの保育の在り方」にだけこだわっているのではなく、これまでも「過去の保護者達が頑張って勝ち取ってくれた」とし、自分たちの主張や活動が、「未来につながることを願って」いる。

(2) 当該保育園の見解

- ・保育園の財政状況が厳しいため、更なる人件費の支出は困難であり、本児の対応のための新たな人員の確保は厳しい。求人をかけても簡単には人材は集まらない。安全を確保するためには、0歳児クラスでの保育はやむを得ない。

(3) 担当課の見解(当時)

- ・当該保育園だけでなく、昨今の状況として全国的にも、市内の他園でも、保育士の確保が厳しい状況であり、園が職員を増やしたいと思ったときにそれが叶う状況ではない。

- ・本児が生活の面で、どうしても実年齢クラスでは安全を確保できないことを保育園から聞いていた。遊びの活動時間については実年齢クラスで一緒に過ごせるような、そういう形をとってもらいたいと考えていた。公立保育所入所に向けた連絡調整会議において、判定指導員である医師からの助言に基づき、一対一の対応が必要なお子さんと判断している。保護者が希望をされれば公立保育所への転園も一つの方法である。

- ・法人保育園については市の委託事業となる。成長の過程で発達や疾患などの課題が生じた際、対応ができない際は、委託により対応ができない状況をつくったという点で、市にも責任が求められることになる。指導はできるが、委託業務上の難しい面がある。

- ・他都市の施策では、障害児の保育を行うための加配に対する人件費加算を実施していることもある。様々な自治体の内容も踏まえ、本市にとっていい方法が何か考えたい。

(4) 当委員会の見解

- ・本児と家族は、一年間共に過ごした同じクラスの園児が進級し、進級祝いのイベントがなされる中で、発達の遅れとそれを理由とした保育の人手が足りないことを理由として、0歳児クラスへの減級を強いられた。このような園の対応により、子どもと家族に悲しみをもたらしたことを、委員会は子どもの人権にかかわる問題として認識し、提言とそれに向けた調査を要する案件として判断した。

- ・子どもの権利条約では、4原則の中で、障害を理由とした差別を禁止している。障害者権利条約も

また、第二条の中で、障害に基づくあらゆる区別や排除を差別と定義している。本園では発達の遅れがない子どもがみな進級しているなかで、園が本児一人だけを0歳児クラスに配属しており、このことは発達の遅れを理由とした差別に該当すると考えられる。

- ・ただし、これは同一年齢の集団ではないクラスに子どもを配属することを差別と指摘するものではない。例えば異年齢保育においては、その子ども集団の誰もが年齢にとらわれないグループに属するという点で差別がないからである。発達の遅れに基づいた例外的減級には差別性があるという指摘である。

- ・発達の遅れがない子どもに減級がない中で、発達に遅れがある子どもの減級を認めてはならない。当該園の見解として、安全確保を理由とした対応であるとの説明があったが、安全確保を理由に減級が許容される運営は認められないと考える。同様に、差別しないことを理由に安全が担保されない運営もまた認められない。子どもの権利条約は生命や発達を守ることも原則として示しており、いずれかの原則ではなく、その両方を守らなければならないことを、批准国の責務として定めている。

- ・後述する当委員会の訪問調査においては、入園後に発達の遅れや障害が明らかになった児童に対して減級対応を行っている園はなく、人員不足の中にあっても園長らが個別対応するなどの創意工夫により、発達の遅れを理由とした減級を回避している。つまり、先述の両原則を守る努力を怠っていない。

- ・子どもの権利条約の観点から、本件は発達の遅れにより子どもへの対応に差別が生じた人権案件であると考えられる。したがって、本件では保育管理の観点のみならず、人権救済の観点で、市担当課は早急に指導・介入等の手立てを講じる必要があった。

- ・当初本児・家族は当該園で同年齢の子ども集団での保育を望んでいた。結果的に転園となったが、それはやむを得ない選択であり、発達に遅れの無い他の園児が転園を要しないなかで、発達の遅れを理由に転園せざるをえない状況がもたらされたことも大きな問題であった。結果的に本件は、発達の遅れにより同年齢クラスの所属が認められず減級となり、その是正がなされなかったために転園せざるをえないという、二重の転出を子どもと家族に強いている。

4 調査方針

当委員会に対して、上記3(1)のとおり、市内の法人保育園に通う子どもの保護者から障害や発達の遅れを理由に実年齢よりも低い年齢のクラスで保育を受けるよう求められたとの相談があった。この相談をきっかけに、当該保育園に聞き取りをし、また市の所管課等から情報収集をしたところ、上記3(2)(3)のとおりであった。当委員会としては、現場の保育士不足や障害児保育事業に対する補助金が十分ではないなどの課題があると思われ、保育に必要な体制を整えるための環境整備のための支援策が十分でないのではないかと考えた。

また当委員会としては、当該園だけの課題ではないと考え、まず、市内の法人保育園及び認定こども園を対象にアンケートを実施し、各園の保育方針や障害のある子どもの受け入れの実態等を把握することとした。さらに、当委員会による聴き取りへの協力を可と回答されたすべての園を対象に直接訪問をし、聴き取りを行うことで、現場の状況をより具体的に把握し、その解決方策を検討したいと考えた。

また、これらの園からの聴き取りの中で、同様に人員不足等の状況にあるにもかかわらず、障害のある子どもを中心に据えた保育を積極的に実践している園に対しては、保育者の保育観や子ども観等を聴

き取り、本提言書をまとめる際に、参考にすることとした。

5 尼崎市の法人保育園等における障害のある子どもの受け入れの現状

(1) 法人保育園及び認定こども園を利用する障害のある子どもの受け入れに関するアンケート

(アンケート用紙及び集計結果の詳細については、別紙参照)

アンケートでは、保育施設の概要・職員数・利用定員数等全体的な質問(問1～問4)に加え、障害のある子どもの受け入れ状況等(問5～問9)について、また、障害のある子どもを受け入れる際に、必要となる考えられることを、選択形式で回答(問10)し、市や国に対する要望等を自由に記載(問11)いただくようにした。

アンケートを依頼した市内の対象園数は92園で、回答された園数は40園、回答率は43%であった。また、個別のヒアリングへの協力で合意された園数は16園で、この園には個別に訪問し、状況や要望の詳細をヒアリングした。

「問5 年度当初の実年齢よりも低い年齢層クラスに所属する子どもはいるか」に対して、「ある」「以前はあった」と回答した園は6園であった。その理由としては、「危機回避や安全確保ができない」や、「保育内容に発達がついていけない」「他の園児への影響等を考慮した」など他の園児と同様の保育ができないことが挙げられていた。

「問6 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れの有無によって、入園を断ることはあるか」に対しては、25園と半数以上の園が「ある」「以前はあった」と回答していた。その理由としては、「多動性や衝動性が強い子や発語の顕著な遅れから、コミュニケーションや集団生活に困難が生じる」「その子どもに必要な関わりや援助が難しい」「施設の設備面から受け入れができない」「現場が保育士不足で集団行動ができない子どもに一对一でつけない」「安全安心に預かることができない」「看護師がいいため、医療的ケアができない」などが挙げられていた。

「問7 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れの有無によって、転園(退園)を促すことはあるか」に対しては、8園が「ある」「以前はあった」と回答していた。その理由としては、前述と同様の「安全確保が難しい」以外に、「コミュニケーションや集団生活に困難が生じるなど、その子どもに必要な関わりや援助が難しいと総合的に判断した場合は他施設(療育施設)を促すことがある」と挙げていた。

「問8 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れのある子どもを受け入れるにあたって、人員体制は充足しているか」に対して、「充足していない」という回答が25園であった。ほとんどの園が「そもそも保育士不足である」とし、障害のある子どもに「一对一で対応できるほど人員配置に余裕がない」と回答している。

「問9 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れのある子どもを受け入れる際に、工夫していることはあるか」に対しては、36園とほとんどの園が「ある」と回答し、以下のとおり具体的な記述を得ている。

「クラスだけでなく、園全体で把握し、どの先生でも関わり方の統一を図っている。」「事務所など、子どもが落ち着ける場所なども確保する」「保護者との連絡を密にする」「入園前に保護者・子どもと面談し、サポートの方針について同意する」「配慮の必要な子どもには、出来るだけ寄り添えるよう、職員

の配置を行っている」「園専任のキンダーカウンセラー（臨床心理士）と連携をとり、子どもの発達状況や必要な関わりについて相談している」「キンダーカウンセラーによる保護者支援を行っている」「保育士の配置などを考慮して、発達の遅れがある子どもだけでなく、まわりの子どもたちにも目を配れるようにしている」「療育施設と連絡をとり本児にあった支援をしている」「専門機関の協力を得て、その子に必要な援助、環境を考える」「絵カードを用いている。（活動の流れ・気持ち・声の大きさなど）」「保健所の情報を得て、補助申請や保護者へのかかわりの中での発達診断や医療機関につなげていく」「職員の知識技術を高めるための研修、小児科医師の巡回訪問（年2回）、発達検査への職員の付き添い（保護者が同意見）、保護者の認識を一致共有のための子育て学習会開催（年2回）、クラス懇談会、個人懇談会、保育参加」の実施、「発達特性であるだろう子どもの個別カリキュラムを組む」「どのクラスも複数担任ではあるが、担任にまかせっきりではなく職員全体で子どもの対応をしている」「障害のあるなしに関係なく個々の対応として接している」「子どもの中での子どもの育ちを大切にしている」など、多数が挙げられている。

問10 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れのある子どもを受け入れるために、必要とされるものはなにか ※この問は、優先順位を付けての回答としている。

この問については、「事前の子どもの情報」（15 園）、「保育士加配のための補助金の充実」（14 園）、「保育士人材の採用」（12 園）が、必要な優先順位を第一位に位置づけると回答している。自由記述では、「定期的に（月1～2回ほど）障害児保育の専門の方に巡回に来てもらい、その子どもに必要な援助や今後の支援について直接保育士が相談する機会がほしい」「働き方の多様化が進み、保護者が利用したい時間と、園での保育が可能な時間のずれを感じている。保護者に対する支援ばかりでなく、園に対する支援や配慮を充実させることで、結果的に保育園を利用しやすい環境にしていけると思う」「入所の受け入れ後にわかった発達の遅れに関して、公的な機関から人材を派遣するなどのシステムを構築してほしい」「保護者への協力の要請は、園側からだけでなく、市や国から行ってほしい」「市が管理をして、保育園に申し込み児童を振り分けているが、入所後加配が必要な園児に対して、園にすべてを任せず、保護者支援も含め、対応策と一緒に考えることで保育園を支援してほしい」「発達がゆっくりで配慮が必要な子は、保護者へのアプローチが難しく、アプローチできても保護者に子ども自身のことを受け入れてもらうことは難しい。園側の配慮が必要と感じる子どもの支援のための枠があれば、もっと子どもたちの主体性が守られると思う」など、具体的に参考になる記載があった。

問11 障害の有無に関わらず受け入れるために、市や国に対して要望したいことはあるか については、本アンケートの趣旨に関わらず、保育制度全般について市や国に要望したいことを自由に記載できるようにしている。

「昨今は共働きや養育力の弱まりで保育園の役割も大きい。園に在園している子ども達の姿が、障害有無にかかわらず、気になる子などの子どもも年々増えてきているので、より丁寧な関わりが必要である」「魅力ある保育士を育てるために、処遇改善を行ってほしい」「大阪府と特別支援の補助金に対する支給額に大きな差がある。兵庫県も補助額の増額をしたり支給する条件を緩和したりと、補助を受けやすくなると園側も支援が必要な子どもの受け入れに積極的になれる」「年齢別の配置基準の見直しを早急にしてほしい」「保育士の地位を向上させなくては、保育士不足は解消できない」「スキルの高い保育士さんが沢山採用出来れば、障害の有無に関わらずいつでも受け入れできる。その為に、公立大学での保育学科の増設が全国で行われれば良いと考える」「加算・補助金対象として認定する障害の基準

が、認定区分、市や県によって異なるため、統一してもらいたい」「保護者に認識がなく、医療機関に関わっていないが、保育施設側が発達に遅れがあると考えている場合が非常に多い。そのような場合も加算・補助金対象となるように配慮をお願いしたい」「病気や外国の方（日本語が話せない、食文化の違い）などの情報が入所前の面接よりも前に知れると、対応の仕方など余裕をもって考えることができる」「保育現場、教育現場、社会の意識が、障害者が生きづらいという意識が根付いている。障害のある子どもは療育に行ったらいいのではなく、どう工夫したら共に生活できるかを考えて欲しい。子どものころから障害のある子は、別の施設に行くべきと考えている社会の中で生きている子どもは、自分と違う価値観や行動を受け入れづらくお互いを認め合うことができない社会になってしまう」など、各園からの大切なメッセージが届けられた。

保育士の確保、補助金制度の見直し、専門的な支援員による巡回相談、関係機関・施設と、園・担任との連携、保護者への支援などが強く求められていることがわかった。

障害のある子どもを受け入れることができない理由を整理すると、以下の内容にまとめることができる。

- ① 障害により、コミュニケーションの問題があるなど、集団生活を送ることに支障がある。
- ② 安全確保の面で、一対一で子どもにつく必要があるが、市の補助金が充分とは言えず、保育士が不足している。
- ③ 安全確保の面で、施設がバリアフリーになっていない。
- ④ 安全確保の面で、医療的ケアに必要な看護師を確保できない。
- ⑤ 心理的関わりや援助が必要な子どもには、療育施設のほうが適切であると(転園等を)勧める。

(2) 施設訪問によるヒアリング

(1)のアンケートにおいて、個別のヒアリングへの協力に合意していただいた16園に、直接訪問し、さらに具体的な状況をヒアリングし、把握することができた。各園で苦労・工夫していることを聴いたり、保育の様子や施設を見学させていただくなど、とても参考になった。

これらの訪問を通して、いくつかの園では、施設や保育士確保等、外的な環境面では、他の園と同様と思われるのに、むしろ積極的に障害のある子どもを受け入れようとしていることがわかり、次の6園に対しては、再度ヒアリングを依頼した。(①けま太陽の子保育園 ②善法寺保育園 ③はまようちえん ④南清水保育園 ⑤認定こども園 夢の園 ⑥わくわく保育園)

(3) 保育方針、保育観・子ども観、障害のある子どもの受け入れの状況、国や市に対する要望

①けま太陽の子保育園

- ・障害の有無によって、入園の可否を決めていない。
- ・自閉症と診断された子どもの保育について、「こだわり等の特性があるから園の生活になじめないわけではないので、職員は受容する姿勢で対応している。」「何度かのパニックのあと、自分のルーティーンを見つけ、落ち着いていくことを覚えた。」
- ・母親の話を十分聴いて、できていないことではなく、できていることを認めるようにしている。
- ・子どもについては、できる方法を体験の中で、子どもが見つかるようにしている。できなかったり、失敗したことは、だからダメなのではなく、次にどうすればいいかを考えるステップとして捉

えるようにしている。

- ・視覚優位な子どもに、口頭だけでなく絵カードや写真を見せけているが、他の子どもにも職員にとってもわかりやすい、ユニバーサルな対応になっている。
- ・障害児への対応に戸惑う職員もいるが、職員全体で情報共有し、課題についてはその都度検討し、職員が問題を一人で抱え込まないように心がけている。
- ・3か月に1回発達相談員から、子どもの状態についての指導を受けている。定期的な巡回相談があるとありがたい。特別支援学校からの巡回相談など、連携ができるといい。

②善法寺保育園

- ・子どもの社会の中で、互いに刺激し合って成長していったほしいとの考えから、異年齢保育・縦割り保育を実施している。保護者対応のため担任はいるが、保育士全体で子どもと向き合う体制になっている。色んな角度から子どもを見る、その部分は大事にしたいと考えている。
- ・1年前までの改修工事を経て、壁をなくした。これにより乳児クラスの子と幼児間での行き来が可能となり、乳児クラスの子が幼児にあこがれる姿もみられる。壁をなくすことでおのずと子どもは安心感を得て大きく成長していく。クラスの部屋だけにとらわれず過ごすことができるように空間づくりを大切にしている、子どもたちの今後の成長にも期待がある。
- ・園の中で「自分が落ち着く場所や空間を見つける」、「自分の居場所を自分でを見つける」。
- ・障害があるなしにかかわらず、違いはみんなにある。また、国や地域にルーツの違いがあることが「差異」ではない。ともに一緒にいることが当たり前という感覚が子どもたち同士で育まれる。
- ・「加配」は大事であるが、一対一で保育士がぴったりと子どもにつくことを意味していない。加配の保育士が一対一で子どもにつくことで他の子とのかかわりの機会が減少してしまうので、手助けが必要な時に特定の保育士ではなく、その場にいる職員がかかわるようにしている。全体で見守るように心掛けている。
- ・職員同士がお互いを信頼しあえて、子どもの想いをくみ取れるよう、円滑にコミュニケーションを図りたいと考えている。そのことが、子どもたちをのびのびと成長させる背景になると考え、大切にしている。
- ・横割りから縦割り保育に移行したときに、職員にも戸惑いがあった。例えば、ハサミの使い方があるが、“3歳から直線切りができるようになる”という年齢別の基準があるが、縦割り保育を実施することで、互いの年齢が刺激しあい“真似っこ”が学びにつながる。年齢で保育をおこなうのではなく、一人ひとりの育ちをみることが大切だということに気づかされる。
- ・医療的ケアが必要な子どもがいるだけという感覚で保育を行っている。経鼻経管で食事をする際に子どもたちから「何をしているのか？」と問われれば、「お箸で食べられないから、先生がこういうふうにしてご飯を食べている。」「みんなも違うことがある。違ってあたりまえで、いろんな子が、この地域に住んでいる」と話すことで特別なことではないことを伝えている。
- ・「障害のある子どもの受け入れについて、躊躇することがあると思うが、例えば、尼崎市の全保育施設が一園一人ずつ、子どもを預かることができれば、80人くらいの子どものが保育園に入ることができる。その枠が広がればいいと思う。」

③はまようちえん

・0・1・2 歳児それぞれに担任を置きクラス割は同年齢で配置するが、ワンフロアでみんなが一緒にすごしている。3・4・5 歳児は異年齢保育を実施。1 クラスの中に 3・4・5 歳児が 3 分の 1 ずついるクラス構成。

・クラスのことを『かぞく』と呼び、集団に対して家族のようなつながりであってほしいとの願いがこもっている。基本集団で過ごすのはお昼ご飯の時間だけ、それ以外の時間は 1 人ひとりが好きなところで、好きな友だちと好きな遊びをし、クラス（かぞく）は帰る場所として位置付けている。

・園では『子どもの最良の先生は子ども』と言っている。先生が教えたり論したりするのではなく子ども同士で学んでいく。その風土が異年齢保育で、より色濃くなった。

・特別なサポートが必要なお子さんの場合、入園願書提出前にお申し出頂き、理事長・園長・教頭が保護者とお子さんの面談を実施している。

・保護者に、「発達・成長についてのサポート情報共有シート」を提出頂き、お子さんの情報を共有し、子どもの様子を見た上で、保護者と対話を重ね、当園に入園することがベストかどうかを考えてもらい出願を決めてもらっている。

・一対一でつくことで、子どもは「この子は自分たちと違う」と感じることもある。うちでは一日中、一対一で加配をつけることはしていない。大人が差別をしないことで、子どもも差別をしない。

・公開保育の際に、話し合いに参加したい子どもを募った際、半分の子どもがワーと外に出て行ったことがある。このことについて、その先生の力量が足りないという評価ではなく、「半分の子どもが出て行ったのには、何か理由がある。」という捉えで子ども理解をしている。

・子どもが成功した場面を保護者に見せるのではなく、子どもが自分でやりたいと思うプロセスを大事にする“プロセス保育”を実施している。

・同年齢保育を異年齢保育に変えたときや、呼ばれたい名前と呼ぼうとなったときに、異論を唱えた保育士もいたが、対話の中で意思統一がされていった。コンセプトブックも、現理事長・園長に代替わりし、2 年目で作成した。

・個別の教育支援計画や個別指導計画については、療育手帳や診断のあるなしにかかわらず、個別に記録をとったほうが良いと判断した場合に作成している。

・特別支援ディレクターは、文部科学省認定の特別支援コーディネーター養成コースを修了したものが、1 名在籍している。

・気になる子どもについては、園のほうから声をかけ、四者面談(父・母・理事長・園長)を実施している。

④南清水保育園

・基本的に障害がある子もない子も同じ地域社会で生きていく仲間として共に育つのが望ましいと考えている。

・昨年度まで、身体、知的共に重度の障害のある A ちゃん（1 歳児から 5 歳児まで在園していた）が春に卒園してしまうから、A ちゃんと過ごした時間について、保育士間で振り返りをおこなった。ある保育士の発言をきっかけにみんなで話しておきたいと思い研修を実施したというものである。園内研修では、「法人として“差別をしない”という理念を確認し、障害の有無や障害による特

性・異文化などを、どのように考え、捉え、受け入れていくかが大切であること、そして、そのことを正しく知り、自分の考えをもつことが差別をなくすことにつながる」という全体目標はあったが、まずは、保育士同士で障害のある子どもの受け入れについて“率直な気持ちや感じたこと”を出し合った。そこで見えてきたのは、障害のある子どもの受け入れを保育園（保育士）がためらう際に、障害のある子どもの保育に関わった経験がないから、子どもに「どう関わっていいか、わからないから不安」と感じる背景にあることが見えてきた。その意見を引き出すうえで保育士が感じる率直な気持ちや意見に対して、管理職が“こう考えるべき”と指導するのではなく、保育士の“わからない”“不安”“怖い”など、障害をマイナスに捉える率直な気持ちを管理職が大切に受けとめるようつとめた。また、実際受け入れ、関わってみてその考えや気持ちがどのように変容していったかなどの交流ができる研修会が企画されていた。

・障害のある子どもに「“反応”がないから、何らかの刺激に対して感じているかわからない」という状態は、「子どものことを知ろうとしていない」から起こるのである。子どもたちの小さな変化は、保育士側が「見ようとしないと見えない」。言葉による意思疎通ができなくても表情などで感じ取ることができる。保育士がわからないだろうと思いながら関わると感じ取ることはいできない。

⑤認定こども園 夢の園

・自分の思いをうまく表現できない子どもを預かった際、保育士はひっかかれたり噛まれたりした。壮絶な日々であったが、保育士の保育観や対応レベルが上がり、子どもの反応を前向きに捉えることができるようになった。保育士の対応が変わると、子どもたちも落ち着いてくる。子どもたちのおかげだと思っている。

・事務所を切り替えが苦手な子の落ち着ける場所にしている。泣いたり怒ったりと感情が高ぶっているのを一旦リセットする。そして、良きタイミングで声をかけると、また戻っていくことができる。担任には「しんどかったら、事務所に連れておいで」と言っている。そのようにして、職員も子どもも両方を支えることができる。

・「子どもが、自分は好かれていると感じ、小さいながら存在している意義があると感じられたら、小学校に行って問題にぶつかっても乗り越えられる」と考えている。

・「保育士の段取りもわかるが、“遊び”を続けたいという子どもの気持ちを尊重しようとしている。」

・小学校との交流の中で、小学校教員の言動に気づいたことがあった。「生徒への指示命令の言葉がけが多く使われているが、園では、子どもたちの声を受けて、保育士がどれだけ子どもの成長発達を支えることができるかに着眼点を置いている」と、小学校教員に訴えた。小学校からは、「生徒への言葉掛けを考えていかなければいけない」と感想が届いた。

⑥わくわく保育園

・横割り保育では、発達の差が見えすぎて、保育士も子どもたちを横並びで比べてしまう。“発達がゆっくり”な子どもに対しては、“これをしないと困る”という気持ちになる。縦割り保育で、多様な子どもたちがいることで、どの子どもも受け入れやすい環境になる。

・“育児担当制”を徹底している。保育士にとって、子どもへの対応は増える。例えば、トイレに行

く際、0歳児から声をかけて、子どもが“うん”と答えて、保育士の指を握ってから、連れて行くようにしている。子ども自身が嫌な時は、子どもが自分で手を離せるようにしている。保育士から手をつないでしまったら、子どもからは手を離せない。

- ・意思表示しにくい子どもには、言葉かけをしながら、一緒に動いていくようにしている。子どもが話せないから声をかけないのではなく、どの子どもに対しても、「抱っこするよ」「お尻を上げるよ」と、今やっている行為を言葉で伝えている。すると、子どものほうがそれに協力してくれるようになる。声をかけ続けることが、動作と言葉が一致していき、子どもの動作とつながると感じている。

- ・子どもが比べられる内容の保育をやめ、行事の内容も見直した。法人としても、設立の際に異年齢保育・参加型保育をやりたいという思いがあった。“子ども主体”は、やってみると本当に難しいが、“子どもの世界を知ろう”という思いでやっている。保育者も子ども主体の保育をしている方が大変だが、やりがいを感じていると言っている。子どもたちが生きていく力が育まれていることを、感じている。

- ・療育機関の関係者が保育を見学に来られた際、子どもたちの様子をみて“この子もクラスの一員だね”と言ってくれた。「子ども同士が“みんな仲間”と当たり前に思っていることがすごい」

- ・保育士には「子どもに意味のない待機(何もしていない)時間を作らないで」と指導している。例えば、園外から一斉に帰ってくると手洗い場が込んでしまったりするので、その子のタイミングで帰ってくるようにすると、手洗いで待つ時間がなくなる。一斉だと見落としてしまうことも、子ども一人ひとりと関わっていく事で、自分たちがやっていることの意味に気づき、身につくことで、自分で考えて行動できるようになる。子どもたちの姿から、保育士も変わってくる。

- ・インクルーシブ保育を実現するため、“子どもが安全に過ごせる環境や保育人材”を保障してほしい。補助金だけではできない問題。

- ・行事の内容をかえたり、一斉保育をやめたことで保護者から、「行事をやめたのは、保育士が楽しみたいからではないのか」「自由保育は遊んでいるのを見ているだけだから楽しそう」といった意見が寄せられた。「環境設定が必要な自由保育は、子どもたちが興味を持っているもの、子どもたちが自分たちで考えて遊べる環境を整えていくので、むしろ大変なのである。」

- ・小学校からは、わくわくの子どもは元気で優しく個性豊かだと言われる。教員としては、まとめにくいかもしれないが、「子どもの生き生きとした自己表明の芽はつんでほしくない」

- ・保育士は、子どもから“先生”と呼ばれない。“〇〇さん”と名前でもらっている。保育士は、自分の名前を呼ばれ、無視できないし、1人の人として子どもたちに関わっていき、子どもたち、保護者のパートナーという存在でいたいとの思いから、名前で呼び合っている。

6 国の施策と動向

(1) 障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、国連「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された（内閣府ホームページより。最終改正令和

4 年 6 月、令和 7 年 6 月 1 日施行)。

障害を理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、事業者は、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重くなりすぎない範囲で対応することが求められる（合理的配慮の提供義務）。

なお、同法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれる）、その他心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象である。

（２）こども家庭庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針

こども家庭庁は、障害者差別解消法第 11 条 1 項に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、同法第 8 条に規定する事項に関し、こども家庭庁が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めている。以下、引用する。

ア 不当な差別的取扱い

（ア） 障害者差別法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

（イ） したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーの保護に配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より、障害者を不利に扱うことである点に留意する必要がある。

イ 合理的配慮

事業者は、法第 8 条第 2 項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。

（ア） 権利条約第 2 条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さ

ないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。これまで事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされていたが、改正法により、法的義務へと改められた。事業者においては、合理的配慮の提供の義務化を契機として、本対応指針に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められる。

- (イ) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。したがって、その内容は、後述する「環境の整備」に係る状況や技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。加えて、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性やこどもに対しては、障害に加えて女性やこどもであることも踏まえた対応が求められることに留意する。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、…「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。

- (ウ) 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性や年齢等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨や当該障害者の最善の利益に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

（３）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことをいう。令和５年時点で、医療的ケア児は、全国で約２万人いると言われている^１。

以下のとおり、５つの基本理念を定めている。

- ① 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- ② 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- ③ 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- ④ 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- ⑤ 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体においては、次の措置を講じることが責務とされている。

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

次に、保育所の設置者、学校の設置者等において講ずべき措置としては、次のとおりである。

- 保育所における医療的ケアその他の支援
 - 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
 - 看護師等の配置

（４）保育所等における障害のあるこどもの受け入れについて（事務連絡）（令和６年１２月５日）

ア こども家庭庁は、令和６年１２月５日、「保育所等における障害のあるこどもの受け入れについて」という通知を発出している。

この通知の冒頭には次の記載がある。

^１ こども家庭庁ホームページ

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5218c3a3-610e-4925-8596-a9116889756f/0a061093/20240912_policies_shougaijishien_care-ji-shien_02.pdf（２０２５年５月２７日閲覧）

・保育所等における障害のあるこどもの受入れ数は約9万人であり、10年前と比較すると約2倍となっております。令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においても、「経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。」と明記され、保育所等における障害のあるこどもの受入れについて一層の受入体制の整備が求められているところです。

・また、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく取組が推進されております。

イ 不当な差別的取扱いについて、上記通知には以下の記述がある。

単に障害を理由として一律に保育時間や受入年齢の取扱いに差異を設けるといった対応は適当ではないことから、こうした不当な差別的取扱いをしている条例・規則等の規定がないかといった確認を含め、同法に基づく対応を徹底するようお願いします。

なお、こども家庭庁では「不当な差別的取扱いの基本的考え方」や「正当な理由の判断の視点」を示しております。保育所等における障害のあるこどもの受入れについては、

例えば、

- 正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること
 - 正当な理由なく、障害を理由として、保育標準時間の取扱いに差異を設けること
- などの不当な差別的取扱いは行わないよう、御留意願います。

また、正当な理由の判断に関しては、個別の事案ごとに、

例えば、

- 安全の確保
- 事業の目的・内容・機能の維持
- 損害発生の防止

などの観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していただくとともに、障害を理由として保育の提供等に制限や差異を設けることに正当な理由があると判断した場合は、障害のあるこどもや保護者に丁寧かつ具体的にその理由を説明し、理解を得るよう努めていただきますようお願いします。

7 課題

・子どもの権利条約では、4原則の中で、障害を理由とした差別を禁止している。障害者権利条約もまた、第二条の中で、障害に基づくあらゆる区別や排除を差別と定義している。発達の遅れがない子どもがみな進級しているなかで、一人だけを0歳児クラスに配属することは、発達の遅れを理由とした差別に該当する。

・これは同一年齢の集団ではないクラスに子どもを配属することを差別と指摘するものではなく、発

達の遅れに基づいた例外的減級には差別性があると考える。

- ・安全確保を理由に減級が許容される運営や、差別しないことを理由に安全が担保されない運営は、認められない。子どもの権利条約は生命や発達を守ることも原則として示しており、その両方を守らなければならないことを、批准国の責務として定めている。

- ・当委員会の訪問調査においては、人員不足の中にあっても園長らが個別対応するなどの創意工夫により、発達の遅れを理由とした減級を回避している。つまり、先述の両原則を守る努力を怠っていない。

- ・子どもの権利条約の観点から、本件は発達の遅れにより子どもへの対応に差別が生じた人権案件であると考えられる。したがって、本件では保育管理の観点のみならず、人権救済の観点で、市担当課は早急に指導・介入等の手立てを講じる必要があった。

- ・当初本児・家族は当該園で同年齢の子ども集団での保育を望んでいた。発達の遅れを理由に転園せざるをえない状況がもたらされたことも大きな問題であった。結果的に本件は、発達の遅れにより同年齢クラスの所属が認められず減級となり、その是正がなされなかったために転園せざるをえないという、二重の転出を子どもと家族に強いている。

- ・「子どもの安全を守るため」人員の不足や施設環境の不具合を理由に、障害のある子どもの受け入れを断らざるを得ないという園の考えには、やむを得ない面がある。加配等必要な人員の確保や施設のバリアフリー化等が課題といえる。人員の確保には、保育士だけでなく、医療的ケアが必要な場合に看護師の確保も保障されることが求められる。

- ・「子どもの安全を守るため」や「コミュニケーションの問題があるなど、集団生活を送ることに支障がある」「入園の際に、(専門性のある)療育機関を勧めている」ということが、障害のある子どもを障害のない子どもとの接触を避けることになり、結果として「排除」につながっている可能性がある。

- ・障害のある子どもへの対応について、担当する保育士や園として受け入れた経験がなかったり、他の子どもとのトラブル等に発展するなど、園として苦慮していることがあることがわかる。在園する子どもに対して、専門機関との連携や専門家からアドバイスを受けることは、各園の努力に委ねられているところが多いと思われる。そして、園としては、日常的に専門家・専門機関からの適切なアドバイスを得られるシステムを強く求めていることがわかった。在園する子どもに対して、適切な合理的配慮になっているのか、保護者の想いに配慮する対応になっているのかについて、各園での対応にばらつきがあることもわかった。

<インクルーシブ保育の視点>

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが集団の中で生活したり、遊ぶことにより、多様な子どもたちが安心して学べる環境づくりに向かう意義がある。また、障害のある子どもをもつ保護者にとって、他の子どもと比べるのではなく、その子どもの中での変化や成長する喜びを、共に分かち合える保育者との関係性が大事である。障害のある子どもやその保護者に対して保育者が配慮・支援をするという姿勢が、障害のあるなしに関わらず、すべての子どもやその保護者にとって、必要な配慮や支援につながる。

6園からのヒアリングにあったように「横割り保育では、発達の差が見えすぎて、保育士も子ども

たちを横並びで比べてしまう。“発達がゆっくり”な子どもに対しては、“これをしないと困る”という気持ちになる。縦割り保育で、多様な子どもたちがいることで、どの子どもも受け入れやすい環境になる。」「子どもの社会の中で、互いに刺激し合って成長していったほしいとの考えから、異年齢保育・縦割り保育を実施している。保護者対応のため担任はいるが、保育士全体で子どもと向き合う体制になっている。色んな角度から子どもを見る、その部分は大事にしたいと考えている。」「障害のある子どもに“反応”がないから、何らかの刺激に対して感じているかわからないという状態は、子どものことを知ろうとしていないから起こるのである。子どもたちの小さな変化は、保育士側が見ようとしないと見えない。言葉による意思疎通ができなくても表情などで感じ取ることができる。保育士がわからないだろうと思いながら関わると感じ取ることはいできない。」「障害のある子どもの受け入れについて、躊躇することがあると思うが、例えば、尼崎市の全保育施設が一園一人ずつ、子どもを預かることができれば、80人くらいの子どものみが保育園に入ることができる。その枠が広がればいいと思う。」という保育の考え方の拡がりが必要である。

8 まとめ

尼崎市内保育所等において、すべての子どもたちの発達の特性や課題に丁寧に向き合い、子どもが自分らしく育つ権利を保障される保育が行われ、適切な子育て支援につながることを求められる。

本提言書に記載しているようなインクルーシブ保育の考え方が拡がり、各園での障害のある子どもの受け入れのさらなる改善や保育の見直しにつながり、すべての子どもの多様性を尊重される保育が展開されることを願う。

市におかれては、本提言書をすべての子どもたち・保護者・保育に携わる方々・関係の方々のために、有効に活用していただきたい。

以 上

参考・引用資料

- ・久保山茂樹 著 気になる子の視点から保育を見直す！ 学事出版株式会社 2015年2月
- ・井上寿美 佐藤哲也 堀 正嗣 編著 「10の姿」をこえる保育実践のために 現役保育者による「エピソード」で語るあるがままの子ども 株式会社解放出版社 2021年9月
- ・松井剛太 著 特別な配慮を必要とする子どもが輝くクラス運営 教える保育からともに学ぶ保育へ 中央法規出版株式会社 2018年8月
- ・汐見稔幸編著 学校とは何か 子どもの学びにとって一番大切なこと 株式会社河出書房新社
- ・保育所保育指針 厚生労働省 平成29年
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府 平成29年